

諮 問 事 項

宇都宮市景観計画の改定について

◎ 趣 旨

宇都宮市景観計画の改定の目的や計画の位置付け、改定版（素案）等について諮るもの

1 宇都宮市景観計画の改定について

- ・国において観光振興の観点からの景観資源の保全・活用による地域活性化を推進していることや、本市における「立地適正化計画」及び「市街化調整区域の整備及び保全の方針」による地域拠点等の形成や都市機能誘導、L R T 整備に伴う新たな街並みの形成、観光拠点である大谷地域における地域振興や歴史・文化を活かしたまちづくりとの連携など、本市の都市景観形成を取り巻く社会経済情勢の変化等への対応が求められている。
- ⇒・本市における魅力的な景観の保全・創出の実現に向けて、都市の魅力をさらに高める景観づくりを計画的・効果的に推進するための計画であり、良好な景観形成に関する方針や、保全・創出に向けた考え方・取組などを示すものである。
- ・現状分析として、「景観形成基礎調査（平成 29 年度実施）」による本市の景観特性や景観資源の再整理や、これまで取り組んできた様々な施策事業についての評価に基づく課題と対応方針の導出に加え、市民ワークショップの結果を踏まえながら、計画を取りまとめる。

2 宇都宮市景観計画改定版について

(1) 計画の位置付けについて

景観法の基本理念を踏まえながら、「第 6 次宇都宮市総合計画」における基本施策「暮らしやすく魅力のある都市空間を形成する」を実現するための計画として、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」及び「第 3 次都市計画マスタープラン」等における将来のまちづくりとの整合を図ることとする。

(2) 計画の構成について

- ・本市景観行政の推進に当たっては、現在、平成 3 年に策定した「宇都宮市都市景観基本計画」や、平成 19 年に景観法に基づき策定した「宇都宮市景観計画」に基づき、良好な景観の形成に向けて取り組んできたところであり、L R T 整備等の本市における新たなまちづくりに対応するため、これらの各計画の全体的な見直しを図るとともに、本市の景観施策の総合的な指針となるよう、一本化した計画とする。
- ・なお「宇都宮市色彩景観ガイドライン」については、色彩に関する景観的な視点による誘導を図るための手引書として、引き続き、改定版景観計画との連携を図りながら、活用する。
- ・計画の本編としての「第 I 部」と、分かりやすい計画とするため、市全域及び指定済の景観形成重点地区等における「行為の制限」や、「景観整備機構」などの既存情報を別にまとめた、資料編としての「第 II 部」の 2 部構成とする。

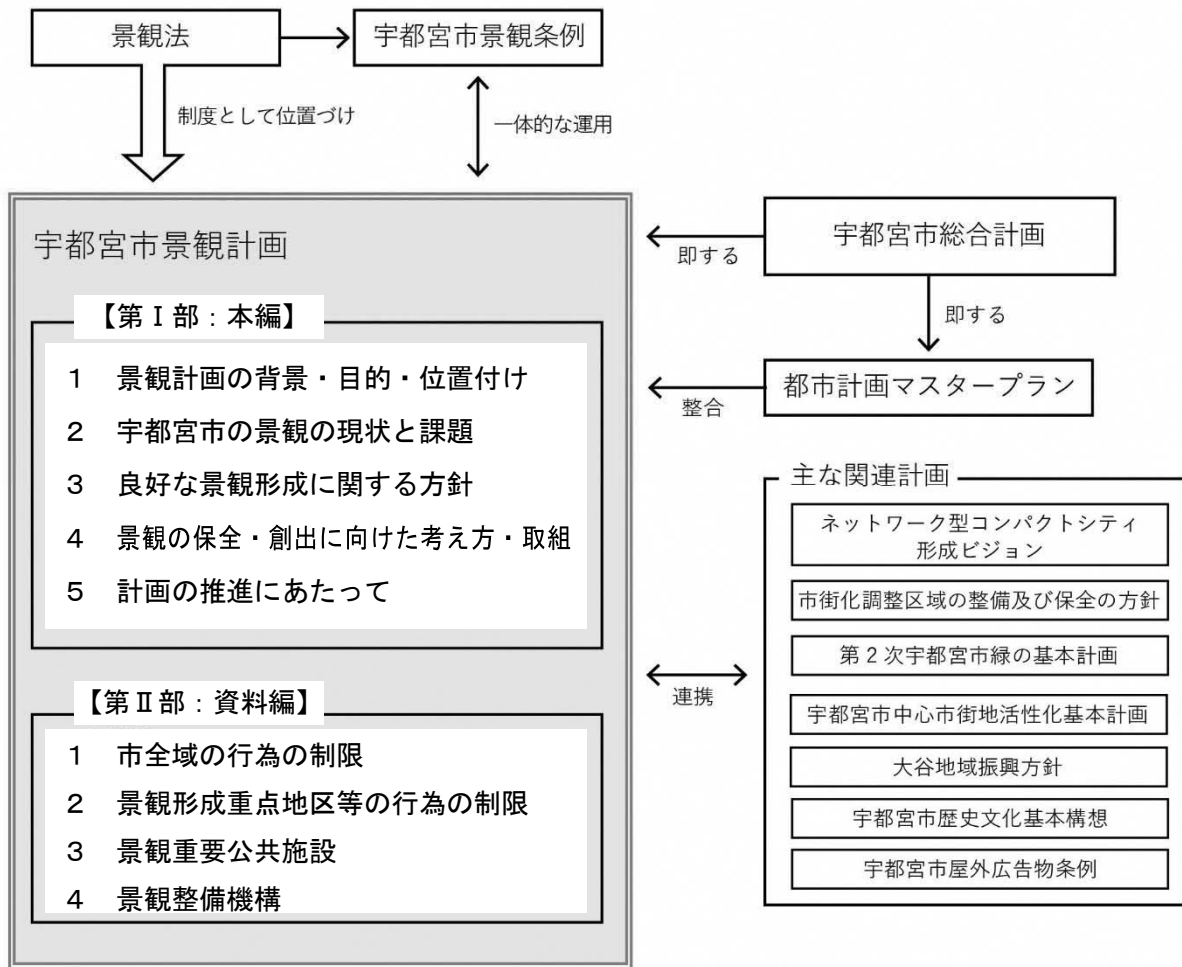


図 改定版景観計画の位置付け・構成

(3) 本市の景観に係る現状分析及び今後の対応方針について・・・**参考資料2～4**

景観計画の改定に当たり、本市の個性や魅力を活用した景観づくりの検討に向けて、本市の景観特性や景観資源を「景観形成基礎調査（平成29年度実施）」により再整理するとともにこれまで取り組んできた様々な施策事業を評価し、課題と対応方針を導出した。

○市民主体・市民協働の景観形成

《課題》

- ・市民の心の拠り所となる原風景や本市の固有性を表す景観資源を活かすとともに、景観特性に応じた、市民協働による良好な都市景観の形成が必要である。
- ・地域住民等による主体的かつ継続的な活動が図られるとともに、広く市民にその活動が広がるよう、支援の充実を図ることが必要である。

《対応方針》

- ・市民・事業者・行政の景観形成に係る役割分担を整理したうえで、本市ならではの魅力的な景観の形成に向けて、連携・協働による、より一体的な取組を推進する。

○市民・事業者の景観意識の高揚

《課題》

- ・市民の愛着や親しみ、誇りが感じられる、身近な景観資源を守り、伝えるとともに、特に若年層対象の景観に関する意識付け・高揚をより一層図る必要がある。

《対応方針》

- ・市民が愛着や誇りを持つ景観資源等の保全・活用を推進する。
- ・若年層を始め、各世代に応じた、さらなる景観意識の高揚に向けた取組の充実を図る。

○規制・誘導による景観形成

《課題》

- ・L R T沿線や大谷地域、地域拠点等における、各種まちづくりと連携した取組が必要である。
- ・景観に対する影響が懸念される工作物等について、街並み景観への配慮や魅力的な景観資源への眺めの保全に向けた検討が必要である。

《対応方針》

- ・L R T沿線や大谷地域、地域拠点等における景観形成を図るため、各地域の景観特性に応じた取組を推進する。
- ・街並み景観への配慮や、良好な眺めが得られる視点場からの眺望景観の保全・活用を推進する。

3 宇都宮市景観計画改定版（素案）について

(1) 計画（素案）の内容について・・・資料1-1・資料1-2

① 第1章 景観計画の背景・目的・位置付け

背景や目的といった、本計画の枠組みについて、関係計画の統合を含めて記載するとともに、新たに計画期間について示した。

② 第2章 宇都宮市の景観の現状と課題

景観特性や景観資源に基づく本市の現状と、これまでに取り組んできた施策事業の振り返り、及び調査等から把握した課題を整理した。

③ 第3章 良好な景観形成に関する方針

NCC形成に向けた拠点形成や、L R T整備、大谷地域振興等の新たなまちづくりとの連携に対応した、本市全体の景観形成の基本的な目標や方針のほか、5つの地域ごとに、景観形成の方針と景観特性に応じた方向性を示した。また、市が重点的に景観づくりを推進する地域について、その方針や候補地を整理した。

④ 第4章 景観の保全・創出に向けた考え方・取組

前章までの内容を踏まえ、景観の保全・創出に向けた手法として、「市民、事業者、市の連携・協働」、「市民・事業者の景観意識の高揚」、「規制・誘導による景観形成」、「宇都宮市ならではの魅力向上に向けた景観づくり」の4つの柱で整理した。

⑤ 第5章 計画の推進にあたって

本計画の推進体制や、良好な景観形成に向けた、本計画の効果検証に関する取組について示した。

⑥ 資料編

市全域や景観形成重点地区等の行為の制限のほか、景観重要公共施設、景観整備機構等、指定済の事項について示した。なお、新たな指定等の都度、事項を追加する。

(2) 計画の特徴について（見直し、拡充した事項等）

① 特徴的な景観の保全・活用

本市らしい街並み景観を形成している大谷石建築物の保全・活用の推進や、都市部におけるライトアップ等による夜間景観の創出、観光拠点における良好な眺めの保全向上など、本市の特徴的な景観の保全・活用を図ることにより、魅力的な景観の形成を推進する。

- 市民協働による大谷石建造物の保全・活用
- 宇都宮らしさが実感できる場所のライトアップ
- 夜間景観を眺望する視点場の整備・活用

② 景観に関わる施策事業等との連携

NCC形成に向けた拠点形成やLRT整備に伴う新たなまちづくりの進展を契機に、関連計画や施策事業と横断的に連携し、本市ならではの魅力をさらに高める景観形成を推進する。

また、観光拠点である大谷地域のさらなる魅力向上のため、地域振興や観光振興に資する地域全体の面的な、歴史・文化を活かした景観形成を推進する。

- 景観形成重点地区等の指定による景観形成
- 屋外広告物制度と連携した規制・誘導の推進

③ 多様な主体による連携・協働と若年層対象の景観意識の高揚

市民・事業者・市が相互に連携・協働し、良好な景観を形成するため、多様な主体の参加する場や機会の創出を図るとともに、次世代の子どもたちの景観に対する意識醸成を図るため、若年層対象の景観学習を推進する。

- 市民が景観に関する意見交換のできる場の提供
- 景観教育の拡充
- 若年層を対象にした景観学習の実施

4 今後の進め方

平成30年度末の策定・公表に向けて、景観計画改定版（本編）について、パブリックコメントによる市民意見の聴取を行うとともに、景観審議会や都市計画審議会において意見を伺いながら、計画を取りまとめていく。

【スケジュール】

（素案について）

平成30年12月	庁内会議
平成31年1月	景観審議会 パブリックコメント

（案について）

2月	庁内会議 都市計画審議会（意見聴取）⇒景観審議会（答申）
3月末	改定版景観計画策定・公表